

松園小学校いじめ防止基本方針

令和7年度 盛岡市立松園小学校

作成 2019. 3. 4

改訂 2025. 4. 2

I いじめ防止等のための対策に関する基本的な考え方

1 いじめの問題に対する基本的な考え方

いじめは、児童の心身の成長や人格の形成に重大な影響を与えるとともに、将来にわたって、いじめを受けた児童を苦しめるばかりか、人間の尊厳を侵害し、生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれのある絶対に許されない行為であり、本校でも起こりうるとの認識をもって取り組まなければならない。そのためには、常に保護者や地域住民、関係機関等との連携を図りつつ、学校全体で組織的にいじめの防止及び早期発見に努めるとともに、児童がいじめを受けていると思われるときは、迅速かつ適切に対処し、さらにその再発防止に努める。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係のある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。
【平成25年9月28日施行「いじめ防止対策推進法」】

いじめの認知については、次の項目に留意する。

- (1) 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や塾・スポーツクラブ・児童館等、当該児童が関わっている仲間や集団など、当該児童と何らかの人的関係を指す。
- (2) 「物理的な影響」とは、身体的な影響をはじめ、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことをさせられたりすることや、インターネット上での誹謗中傷なども意味する。
- (3) けんかやふざけあいであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある児童らの関係を含む事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする
- (4) インターネット上で悪口を書かれた児童が、そのことを知らず、心身の苦痛を感じていない場合についても、加害行為を行った児童が判明した場合は、いじめと判断して適切な対応をとる。

3 いじめについての理解

いじめはどの児童にも、どの学校でも起こり得る問題である。いじめに気づくためには、「いじめは見ようとしないと見えない」との認識に立ち、いじめに見られる集団構造やいじめの態様について、しっかりと理解する。

(1) いじめに見られる集団構造

いじめは、加害・被害という二者関係だけの問題ではない。周りではやし立てたり面白がったりする「観衆」や、見て見ぬ振りをし、暗黙の了解を与えている「傍観者」も、いじめを助長する存在である。また、一見、仲が良い集団においても、集団内に上下関係があり、上位の者が下位の者に他者へのいじめを強要しているケースもあるなど、周囲の者からは見えにくい構造もある。

さらに、直接の接点がないと思われる集団においても、いじめが発生する可能性があり、インターネット上のソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）でのやりとりの中でつくられている関係についても留意する。

(2) いじめの態様

いじめは、冷やかしからかい、悪口等、見た目にはいじめと認知しにくいものがあるほか、暴力

を伴わない脅しや強要等がある。たとえ、冷やかしからかい等、一見、仲間同士の悪ふざけに見えるような行為であっても、何度も繰り返されたり、多くの者から集中的に行われたりすることで、深刻な苦痛を伴うものになり得る。特に、遊びのふりをして軽く叩く、蹴るなどは、周囲の者がいじめと認知しにくい場合もあることから、いじめを受けた児童の心情を踏まえて適切に認知する。本校では、いじめを認知する際の具体的な態様として、次のような例を参考にしながら判断する。

ア 暴力を伴うもの

- ① 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ② ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする 等

イ 暴力を伴わないもの

- ① 冷やかしからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ② 仲間はずれ、集団による無視をされる
- ③ 金品をたかられる
- ④ 金品・持ち物を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ⑤ 嫌なことやはずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ⑥ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

4 いじめの基本認識

- ・「いじめは人間として絶対に許されない」という強い認識にたつこと
- ・「いじめ問題に対しては被害者の立場に立った指導を行うこと
- ・いじめ問題は学校や家庭のあり方が問われる問題であること
- ・関係者が一体となって取り組むことが必要なこと

Ⅱ いじめの未然防止のための取組

いじめ防止週間（6月・11月）：全校朝会での講話、道德の授業、児童会の取組、教育相談

調査結果の活用：いじめアンケート（6月・11月）

職員間の共通理解：毎月1回、生徒指導上の問題等について共通理解する場を設定（職員会議・職員集会等）

1 教職員による指導について

いじめ問題を克服するために、本校の教育活動全体を通じて、全ての児童を対象にいじめの未然防止の取組を行う。特に、全ての児童に「いじめは人権を侵害する絶対に許されない行為である」との理解を促し、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動を行う。

（1）道德教育及び体験活動等の充実

教育活動全体を通じて、児童にかけがえのない自他の生命や人権を尊重する心と態度を醸成するため、道德教育の充実を図る。また、ボランティア活動、異年齢集団での活動等、他者と深く関わる体験を重ねることができるようにする。

（2）児童の人権意識の向上

いじめは人権を侵害する絶対に許されない行為である。このことをしっかりと受け止め、児童に人権や人権擁護に関する基本的な知識を確実に身に付けさせ、児童一人一人が大切にされ安心・安全が確保される環境づくりに努める。

（3）授業づくりの改善と工夫

授業においては、児童にわかる、できる喜びや実感を与えられるよう、日頃から教材研究や授業研究を行うなど指導方法の工夫・改善に努める。また、個に応じた習熟度別学習や個別学習、補充学習などを取り入れ、基礎学力の向上を図るとともに、児童が自分で主体的に学ぼうとする態度を育てる。

（4）インターネット上のいじめの防止

児童生徒に情報モラルを身に付けさせる指導の充実を図る。インターネット上のいじめは、刑法上の名誉毀損罪や侮辱罪、民事上の損害賠償請求の対象となり得る。したがって、児童生徒に対して、インターネット上のいじめが重大な人権侵害に当たり、被害者に深刻な傷を与えかねない行為であることを理解させる取組を行う。

(5) 特に配慮が必要な児童について

- ア 発達障がいを含む、障がいのある児童生徒がかかわるいじめについては、教職員が個々の児童生徒の障がいの特性への理解を深めるとともに、個別的教育支援計画や個別の指導計画を活用した情報共有を行いつつ、当該児童生徒のニーズや特性、専門家の意見を踏まえた適切な指導及び支援を行う。
- イ 海外から帰国した児童生徒や外国人の児童生徒、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる児童生徒は、言語や文化の差から、学校の学びにおいて困難を抱える場合も多いことに留意し、それらの差からいじめが行われることがないように、教職員、児童生徒、保護者等の外国人児童生徒等に対する理解を促進するとともに、学校全体で注意深く見守り、必要な支援を行う。さらに、性同一性障がい、原発事故で避難している児童に対するいじめの未然防止等についても留意する。

(6) 心の居場所と「絆づくり」

学級や学校が児童の心の居場所となるように配慮し、安心・安全な学校生活を保障するとともに、児童が互いのことを認め合ったり、心のつながりを感じたりする「絆づくり」に取り組む。

(「心の日」にクラス遊びをする、校内教育支援センターの設置等)

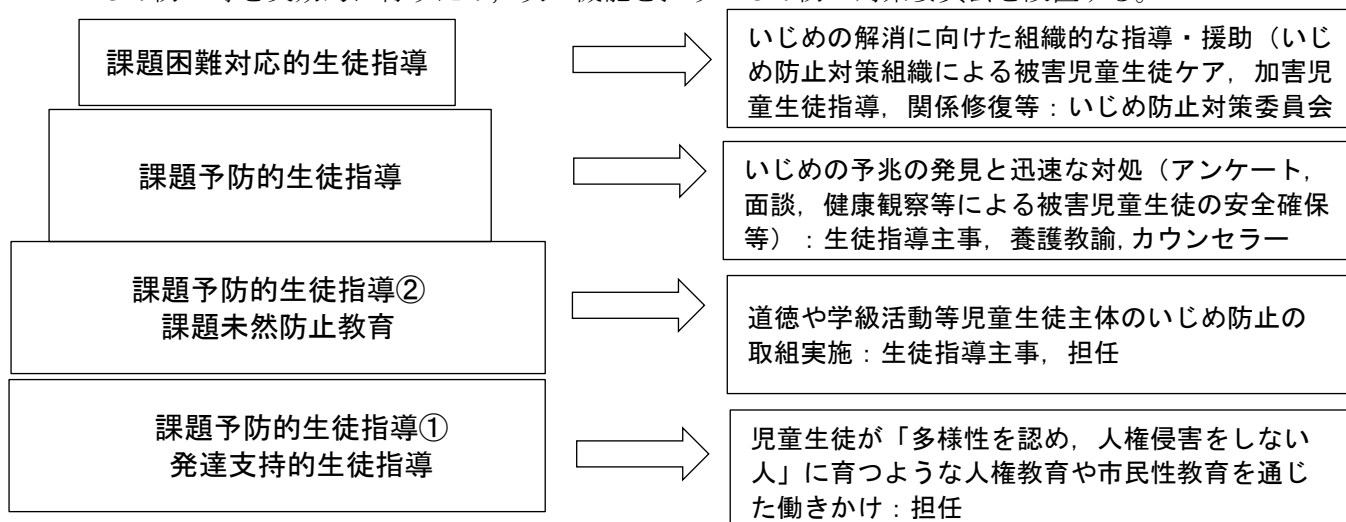
(7) 保護者、地域住民及び他の関係者との連携を図りつつ、いじめ防止に資する児童が行う児童会活動に対する支援を行う。

2 児童に培う力とその取組

- (1) 児童の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認めお互いの人格を尊重し合える態度等、よりよい人間関係を構築する能力を養う。
- (2) 学級活動や児童会活動を通して、児童自身がいじめ問題の解決に向けてどのように関わったらよいかを考えさせ、自主的・実践的な態度を醸成する。
- (3) 学級の諸問題について話し合う活動を通して、児童の他社への思いやり・心の通うコミュニケーション能力や自己有用感等を高め、社会に参画する態度や自分とともに他の人の大切さを認めようとする意欲や態度、行動力を育成する。(当番・係・委員会活動等)
- (4) 「心と体の健康観察」を活用した心のサポート授業をとおして、児童一人ひとりのセルフケアやストレスマネジメントの力を高める。

3 いじめ防止等の対策のための組織

いじめ防止等を実効的に行うため、次の機能を担ういじめ防止対策委員会を設置する。



【いじめ防止対策委員会】

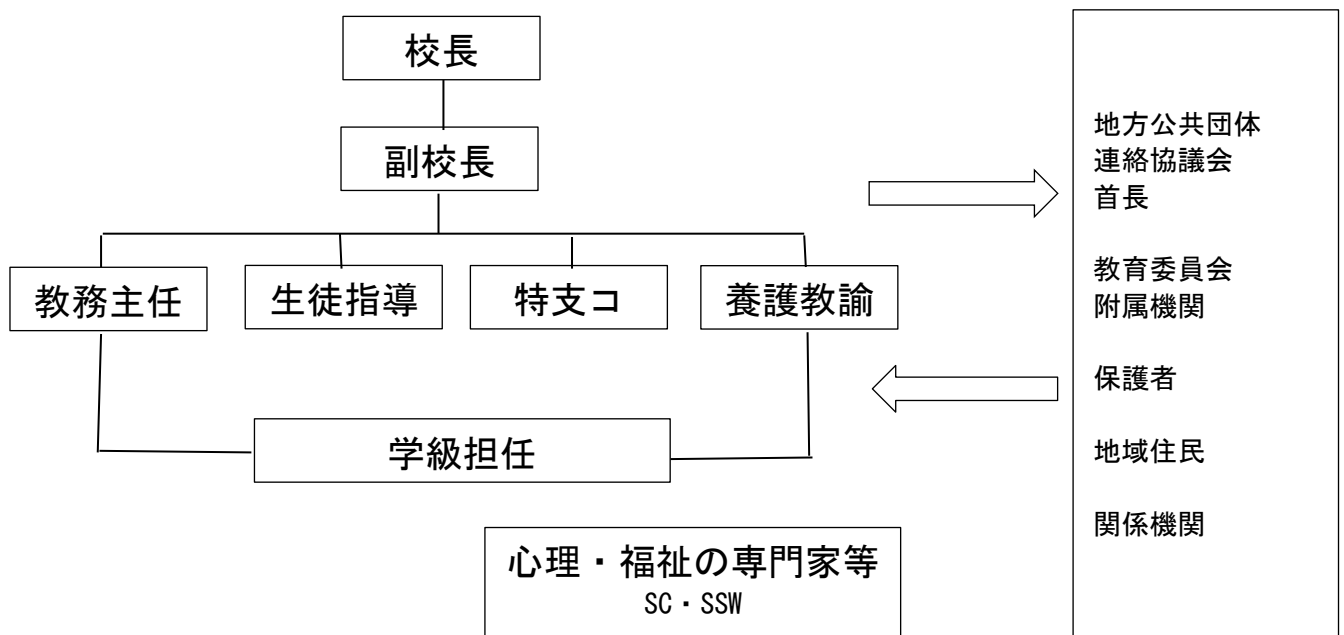
校長、副校長、教務主任、生徒指導主事、担任、教育相談担当教諭、養護教諭、カウンセラー等

* 月1回実施 いじめの情報・通報等があった場合は緊急実施

- (1) いじめの相談・通報の窓口としての役割
- (2) いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動等に係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- (3) いじめの疑いに係る情報があったとき、緊急に会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係

のある児童への事実関係の聴取，指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割 等

【いじめ防止対策に関わる組織図】



4 児童の主体的な取組

特別の教科道徳科，学級活動，児童会活動等の特別活動において，児童が自らいじめ問題について考え，議論する活動や，校内でいじめ撲滅や命の大切さを呼びかける活動や，子ども同士で悩みを聞き合う活動等，子ども自身の主体的な活動を推進する。

好ましい人間関係づくりをねらいとした児童会行事の取組の例として「縦割り遊び」「あいさつ運動」「児童会による『いじめ防止スローガン』『なかよし標語やポスター』」等の取組が考えられる。

5 家庭・地域との連携

保護者や地域住民の信頼関係を構築し，児童の家庭や地域での様子を気軽に相談できる体制を整備する。また，いじめの防止等の取組について，保護者に理解を得て，面談等の機会に情報交換を行う。さらに，校報の配布や教育振興運動組織などを通じて校外での児童の様子を見守ってもらえるような関係づくりに努める。また，広くいじめの問題やこの問題への取組についての理解を深めるべく，父母教や教振などの関係団体等との連携を図りながら，法の趣旨及び法に基づく対応に係る広報啓発を充実する。

6 教職員研修

「いじめはどの児童にも，どの学校でも起こり得る問題である。」という基本認識に立ち，全ての教職員が児童としっかり向き合い，いじめの防止等にきっちり取り組める資質能力を身に付けられるよう，関係研修会の伝講等を行い，いじめに関するとらえ方や対応について識見を高める。

Ⅲ いじめの早期発見のための取組

1 いじめの早期発見のために

- (1) いじめの発見の遅れは、早期解決を困難にさせ、問題の複雑化、深刻化につながることもあるため、日頃から児童の見守りや信頼関係の構築等に努める。
- (2) 児童が示す変化や危険信号を見逃さないよう意識を高く保つ。
- (3) いじめの兆候に気付いたときには、教職員が速やかに予防的介入を行う。
- (4) 地域や関係機関と定期的な情報交換を行い、連携に努める。

2 いじめアンケート等及び教育相談の実施

- (1) いじめアンケートを6月、11月に実施する。実施にあたっては、児童が素直に自分の心情を吐露しやすい環境をつくる。学級担任は、いじめアンケートの結果について気になることがあれば、直ちに生徒指導主事（または副校長）に報告する。また、松園小学校アンケートを5月、10月、2月に実施し、児童の不安・悩みを把握する。
- (2) 児童と6月、11月に定期的全員面談を行うとともに保護者とも期末面談（7月・12月）等の機会を活用して、児童や保護者の声に耳を傾け、児童の思いや不安・悩みを十分受け止める。
- (3) 月2回来校される岩手大学藤井教授が開設するカウンセリングルームを気軽に来られる相談の場として一層の活用を図るとともに、3年生以上の児童全員とカウンセラーとの面接を実施したり、カウンセラーによる授業参観を実施したり、児童への周知を図ったりして悩みの早期発見に努める。

3 相談窓口の紹介

- * 日常のいじめ相談（児童及び保護者）：生徒指導主事が取りまとめをする。
- * 地域からのいじめ相談：副校長
- * インターネットを通じて行われるいじめ相談：学校または所轄警察
- * 24時間いじめ相談電話（県教委）：019-623-7830

Ⅳ いじめ問題に対する早期対応

1 いじめに対する措置の基本的な考え方

- (1) いじめを認知した場合、組織的に、迅速かつ適切に対応する。特定の教職員が、いじめに係る情報を抱え込み、いじめ防止対策委員会に報告を行わないことは、本規定に違反し得る。
- (2) いじめを認知した場合、直ちにいじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保する。
- (3) 加害児童生徒に対しては、児童生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。
- (4) 各教職員は、学校の定めた方針に沿って、いじめに係る情報を適切に記録する。
- (5) いじめ防止対策委員会において情報共有を行った後は、事実関係の確認の上、組織的に対応方針を決定し、被害児童生徒を徹底して守り通す。

2 いじめの発見・通報を受けたときの対応

- (1) 事実確認
いじめを認知した場合や、児童がいじめを受けていると疑われる場合は、直ちにいじめの事実の有無を確認する。
- (2) 指導・支援・助言
いじめがあったことが確認された場合は、直ちにいじめをやめさせ、その再発を防止するため複数の教職員等によって、いじめを受けた児童やその保護者への支援や、いじめを行った児童への指導又はその保護者への助言を継続的に行う。また、その際、対応したことを必ず記録として残しておく。

(3) 情報提供

いじめの早期解決を図るため、事実関係が明確になった情報を、いじめを受けた児童の保護者やいじめを行った児童の保護者に必要に応じて提供する。

(4) 関係機関との連携

いじめが、犯罪行為として取り扱われるべきものであると認められる場合は、教育的な配慮や被害児童等の意向への配慮のうえで、早期に警察（警察署生活安全課）に相談し、適切に援助を求める。

なかでも、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような場合は、直ちに警察に通報し、連携した対応をとる。また、児童相談所等関係機関との情報交換を適宜行う。

(5) いじめの解消の確認

いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の二つの要件が満たされている必要がある。

①いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が少なくとも3ヶ月の期間を目安とする。その期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

②被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

被害児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

3 いじめが起きた集団への対応

(1) いじめを見ていた児童に対して、自分の問題として捉えさせる。

(2) 学級等当該集団で話し合いを行うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、当該集団から根絶しようとする態度を行き渡らせる。

(3) 全ての児童が、集団の一員として、互いに尊重し、認め合う人間関係構築できるような集団づくりを進めるよう、教職員全員で支援する。

4 インターネット上のいじめへの対応

インターネット上に不適切な書き込み等を行っているとの連絡を受けた場合、そのサイト等を確認し、デジタルカメラ等で記録したうえで、当該児童及びその保護者に了解をとり、不適切な書き込み等のあるプロバイダに連絡し、削除を要請する。なお、不適切な書き込み等が犯罪行為と認められる場合は、削除要請を依頼する前に警察に通報・相談する。

5 継続的な指導・支援

いじめ防止対策委員会を定期的に行い、児童の人間関係を継続的に注視していく。いじめを受けた児童については、継続的な心のケアに努めるとともに、自己有用感等が回復できるよう支援する。また、いじめを行った児童については、いじめの背景にある原因やストレス等を取り除くよう支援するとともに、相手を思いやる感情や規範意識が向上できるよう粘り強く指導する。さらに、当該児童の保護者と常に連絡を取り合い、家庭での様子や児童の言動を継続的に把握する。

V 重大事態への対応

1 重大事態とは

- ◎ いじめにより生命、心身及び財産に重大な被害が生じた疑いがある場合
- ◎ いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合

重大事態については、次の事項に留意する。

- (1) 「生命、心身又は財産に重大な被害」については、次のようないじめを受けた児童の状況に着目して判断する。
 - ア 児童が自殺を企図した場合
 - イ 身体に重大な傷害を負った場合
 - ウ 金品等に重大な被害を負った場合
 - エ 精神性の疾患を発症した場合
 - オ 相当の期間学校を欠席することを余儀なくされた場合
- (2) 「相当の期間」については、不登校の基準の年間30日を目安とするが、児童がいじめにより一定期間、連続して欠席しているような場合にも、直ちに適切な対処を行う。また、児童や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立があったときは、重大事態が発生したものとして報告・調査に当たる。

2 重大事態の報告

重大事態が発生した場合、直ちに教育委員会に報告する。

3 調査の実施と結果の提供

- (1) 学校が調査主体となる場合
教育委員会の指導・支援のもと、以下のとおり対応する。
 - ア 本校「いじめ防止対策委員会」が中心となり、全職員体制で事実内容を明確にするための調査にあたる。
 - イ 調査の際には、重大事態の性質に応じて適切な専門家を加え、調査の公平性・中立性を確保する。
 - ウ 被害児童及び保護者等に対し、調査方針等の説明を行う。また、調査の際、アンケートを実施する場合は、その旨を調査対象の児童やその保護者に説明するなどの措置を行う。
 - エ 調査結果を教育委員会に報告する。
 - オ 調査により明らかになった事実関係について、情報を適時・適切な方法でいじめを受けた児童及びその保護者に対して提供する。
 - カ いじめを受けた児童や保護者の意向を配慮したうえで、保護者説明会等により、適時・適切に保護者に説明するとともに、解決に向けて協力を依頼する。
 - キ 「いじめ防止対策委員会」で再発防止策をまとめ、学校をあげて取り組む。
- (2) 教育委員会が調査主体となる場合
教育委員会の指示のもと、資料の提出など、調査に協力する。

VI 年間指導計画

月	項 目	内 容 () は担当
4	いじめ防止取組計画と組織	・年間取組計画，研修計画（生徒指導主事） ・児童理解（全職員） ・全職員による松園小学校いじめ防止基本方針の確認（生徒指導主事）
5	相談窓口の紹介 松小アンケート①（児童会による）	・児童理解（生徒指導主事）
6	いじめ防止週間① いじめアンケート①（児童・保護者） 教育相談	・全校朝会での講話（校長） ・アンケート集計と分析，対応と報告（生徒指導主事） ・いじめや人権に関わる道徳授業（担任）
7	保護者面談	・児童理解（担任）
8	現職教育	・児童理解に関する研修（生徒指導主事）
9	心とからだのけんこうかんさつ	・心のサポート授業等をとおして，セルフケアとストレスマネジメントの力を高める（養護教諭）
10	松小アンケート②（児童会による）	・児童理解（生徒指導主事）
11	いじめ防止週間② いじめアンケート②（児童・保護者） 教育相談	・全校朝会での講話（校長） ・児童会の取組（児童会担当） ・アンケート集計と分析，対応と報告（生徒指導主事） ・いじめや人権に関わる道徳授業（担任） ・全職員によるいじめ防止基本方針の見直し（生徒指導主事）
12	保護者面談	・児童理解（担任）
1	学校経営反省 （自己評価・学校関係者評価）	・児童理解（副校長）
2	松小アンケート③（児童会による）	・児童理解（生徒指導主事）
3	次年度計画	・来年度への課題解決策（生徒指導主事）

VII 取組内容の点検・評価

学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付ける。学校いじめ防止基本方針において、いじめ防止等のための取組（いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりに係る取組，早期発見・事案対処のマニュアルの実行，定期的・必要に応じたアンケート，個人面談・保護者面談の実施，校内研修の実施等）にかかる達成目標を設定し，学校評価において目標の達成状況进行评估する。さらに，評価結果を踏まえ，いじめ防止等のための取組の改善を図る。

VIII その他

1 校務の効率化

教職員が児童と向き合い，いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるようにするため，校務分掌を適正化し，組織体制を整えるなど，校務の効率化を図る。

2 地域や家庭との連携について

いじめ防止等にかかわる方針及び取組について，保護者及び地域に公開し，理解協力を得る。また多くの大人が児童の悩みや相談を受け止めることができるようにするため，学校と家庭，地域が組織的に連携・協働する体制を構築する。